

住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

物価高騰対応重点支援給付金 (7万円／1世帯)のご案内

※前回と申請方法が異なりますので内容をご一読ください

- 基準日(令和5年12月1日)時点で南関町にお住いの住民税均等割非課税世帯に対する給付金です。
- 給付金を受け取るには、世帯の状況によって申請方法が異なります。

■ 給付金の支給額 ■

1世帯あたり **7万円**

■ 給付金の支給時期 ■

届いた様式によって異なります。
詳しくは下記をご覧ください。

■ 支給対象と申請の有無及び支給手続き ■

I 令和5年度住民税(均等割)が非課税の世帯

前回給付金(1世帯あたり3万円)申請済みの世帯または
前回分で非課税証明書を提出している人

- 対象となる世帯には、令和6年1月9日に『「物価高騰対応重点支援給付金」支給のお知らせ』を発送しています。

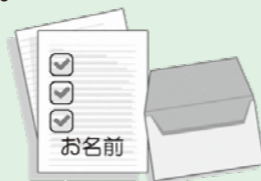
口座変更等がない場合は**令和6年1月30日**に振り込み済みです。

II 住民税非課税世帯ではあるが本事業において口座登録がない世帯

- 対象となる世帯には、令和6年1月9日に確認書を発送しています。
- 内容を確認して、南関町役場に**返信してください**。

【確認事項】

- ①口座情報の記載
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



III 世帯の中に令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 対象となる世帯には、令和6年1月9日に申請書を発送しています。
- 必要事項を記入して、※添付書類と一緒に南関町の窓口にて、**直接または郵送でご提出ください**。



必要添付書類・・・非課税証明書、口座情報がわかるものの写し、身分証明書
(代理申請の場合は代理人の方の身分証明書も必要になります)

IV 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、 世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和5年1月から11月までの間の任意の1か月収入×12倍)が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。(適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。)

(例)住民税非課税となる年間給与収入の目安(南関町の場合)単身の場合：給与所得93万円以下、母・子(1人)の場合137.8万円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに福祉課窓口にて、直接または郵送でご提出ください。

II.III.IVの対象者につきましては、書類受領から**4週間前後**の振込になります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

南関町役場福祉課

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」窓口

熊本県玉名郡南関町大字関町64番地

☎ **0968-57-8503** 受付時間 平日8:30~17:15